3 調査対象とならなかった事例

(1) 市職員の懲戒処分(要約)

苦情申立ての趣旨

パワハラを行った熊本市の職員に対する市の処分が甘すぎる。刑事事件として 告訴・告発すべきである。

オンブズマンの判断

あなたの申し立てられた苦情については、他の市民の方々からも同様の申立てがな されております。この不祥事は、2年半にわたり上司2人が若手職員に対しパワーハ ラスメントを繰り返し、同職員に多大な精神的苦痛を与えたというものです。

熊本市オンブズマン条例第15条第2号では、苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないときには当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされておりますので、あなたの申立ては調査対象外となりますが、本件不祥事の重大さから、あなたの申立てを踏まえて調査をしました。

市でも、本件不祥事は市全体の根深い問題と認識し、局ごとに幹部職員を集めて、その存否の確認・防止に向けた対策を協議しました。また、熊本市コンプライアンス担当監(桑原隆広熊本県立大学教授)においても、採用5年以内の若手職員全員を対象にアンケートを実施し、入庁間もない新鮮な目で職場の感想をあげてもらい市組織の改革に活かすとともに、相談体制を強化し、コンプライアンス担当監に直接相談できる窓口を設けます。また、このようなパワハラを生む悪しき体質が内部だけでなく、傲慢な態度として市民に対しても向けられているのではないかも十分に検討します。このようにして、単に関係職員の処分に終わらせず、本件不祥事の原因を徹底的に検証し、市役所全体の教訓として共有し、人事面の工夫、研修制度の見直し、倫理観の涵養など組織として環境づくりをしていくことにし、市民に信頼される組織となるための課題解決に努めています。

確かに、本件不祥事に関する処分は軽すぎるとの意見もありますが、立証上の観点から懲戒免職処分は困難となったものです。

告発については、熊本市オンブズマン制度は、それを念頭においていません。また、 告発は誰でも出来ますが、恐喝罪や傷害罪としての犯罪立証は手元証拠では難しいと 判断しました。

以上の次第で、あなたの申立ては当然のことであり、市としてもコンプライアンス 担当監を中心に市役所全体で不祥事の撲滅、防止に努め、体質の改善を真摯に図って いることが認められますが、市の改革には、市民の強い後押しが必要ですので、今後 とも、よろしくお願い申し上げます。

(2) 「こうのとりのゆりかご」の運用(要約)

苦情申立ての趣旨

「こうのとりのゆりかご」は、(1)無記名無届(親と赤ちゃん)の赤ちゃんを預かること、(2)赤ちゃんから満18歳まで公費を使うこと、(3)満18歳以降から成人になって社会で生活していく場合の社会とのかかわりに関すること等の問題点を有しているため、市は運用にあたり再検討すべきである。

オンブズマンの判断

あなたの申立ての趣旨は、「ゆりかご」制度が匿名で子どもを預けることを許容していること、匿名で預けられた子どもの養育に公費を使っていることを批判し、「ゆりかご」制度そのものの再検討を求めるものだと考えられます。児童福祉制度が18歳までしか子どもを世話しないことに対するご批判も、制度の改善を求めるものと思われます。

ところで、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」(熊本市オンブズマン条例第15条第2号)は、調査対象外事項となります。あなたの申立ての内容は、「ゆりかご」制度そのものの再検討を求めるものですから、「自身の利害を有しないとき」に該当しますので、調査しない事項にあたります。

(補足)

なお、「ゆりかご」についてのあなたのお考えについてオンブズマンとしての意見 を少し述べさせていただきます。

あなたが再検討を求めておられる匿名性の問題は、「ゆりかご」設置構想が出された当初から「ゆりかご」への反対論の最も大きな論拠になっていました。私は、母親が思いがけない妊娠・出産で切羽詰まって子捨て、子殺しをしてしまっている事件が続いている現実を考えますと、匿名性が担保されているから「ゆりかご」に子どもが預けられることによって、母親と子どものいのちが守られていることを、緊急避難的な事実として認める必要があると思っています。「ゆりかご」に預ける前に相談をしてほしいという願いから24時間の受け入れ体制と相談体制を敷いている慈恵病院と、預けられた子どもが棄児として届けられる熊本南警察署・熊本市役所・県中央児童相談所との連携によってはじめて「ゆりかご」は運用されています。

慈恵病院では、現在、「ゆりかご」の扉の横にインターホンがあり、その場でも直接相談できるように配慮されています。

相談を受けたら専門の相談員がお母さんと一緒になって何が一番いいのか、どうすれば問題が解決するのか、どんな方法があるのか、さまざまな考えの下、結論を出す

お手伝いをすることができます。

慈恵病院のホームページの末尾には、「私たちの『こうのとりのゆりかご』は、決して赤ちゃんを預かることが目的ではなく、いろいろな相談を受け一緒になって考え、そして解決を見つける『新生児相談室』であることを充分にご理解いただきたいと思います」と締めくくられています。

ここには、「匿名で子どもを預かる。」とは書かれていません。「預かった赤ちゃんの安全には万全の体制で臨んでいる。」ことが書かれています。

このように、「ゆりかご」と相談業務は一体的に運用され、その努力の結果、「ゆりかご」事例の全体の7割強は面談と繰り返しの相談の中で結果的に名前を含め親の状況があきらかになっていることが、検証会議の最終報告で明らかにされています。現在では「ゆりかご」の運用では極力「匿名性」を排除する工夫がなされていることがわかります。子どもの最善の利益を守るという視点から考えると、「匿名性」は子どもの出自を知る権利を失わせるという問題があります。

もうひとつ注目されるのは、最終的に匿名で預かってくれる病院であることが相談 者の信頼を得たことが、「ゆりかご」の設置に伴って全国から慈恵病院に深刻な相談 が多数寄せられるようになった事実にも現れています。

「ゆりかご」の設置と運用をめぐる慈恵病院と熊本市・熊本県との連携は、望まない妊娠から出産・育児で追い込まれている母親を支援する全国に先駆けた民間と行政の連携の試みであると思います。

あなたは、匿名で預かる子どもの養育に公費を使うことを批判されていますが、現在でも、捨て子があれば、児童相談所に通報され、まずは乳児院ないし児童養護施設に受け入れられて公費で育てられ、場合によって里親制度、養子縁組または特別養子縁組により親によって育てられることになります。「ゆりかご」に匿名で預けられた子どもも、制度的には「棄児」として慈恵病院から通報される点は同じですが、慈恵病院が子どもを預かることによって、子どものいのちが安全に守られること、および母親の刑事責任(保護責任者遺棄罪)が問われないことは、捨て子の場合とは決定的な違いです。

「ゆりかご」を緊急避難的に必要としている現実を直視することが、「ゆりかご」を必要としない社会にするためにどうしたらよいかを現実的に考える大きな手がかりになり、母親だけに妊娠・出産・育児を押し付けている父親の責任もまたあらためて問われているものと思います。これからもこのような問題についての議論が重ねられていくものと思いますので、あなたのご意見もそうした議論のなかで受けとめさせていただきたいと思います。